

佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】検討部会

令和5年度第2回会議 会議録

日 時：令和5年12月25日（月）午前10時から

会 場：社会福祉センター3階小会議室

出席者：

<部会委員>犬塚博委員、安藤豊明委員、土屋庄一郎委員、中村千草委員、
遠藤恵子委員

<事務局>自治人権推進課 [担当2名]

次第等：

◆開会

◆議題

(1) 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の見直し検討

◆閉 会

午前10時00分 開会

【事務局】

ただいまから、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】検討部会第2回会議を開催します。

会議につきましては、佐倉市情報公開条例第28条の規定により、個人情報を除き、原則公開となっています。5月29日に開催しました第1回審議会において、この検討部会も会議を公開することを承認しています。検討部会設置期間中は同様の取り扱いとします。それでは、議事運営を部会長にお願いしたいと思います。

【部会長】

それでは、議事に入らせていただきます。

佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められています。本日の出席委員は、5名ですので、5名の半数を超えています。したがって、会議が成立しています。

ことを報告します。

そして、令和5年度第1回審議会で確認させていただきましたが、会議録作成のため、事務局で録音していること、また、要約のかたちで会議録を作成することについてご了承ください。

続きまして、議題（1）、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日、審議していただきたいこと、確認していただきたいことは、第4期基本計画見直しに関すること全ての最終確認です。一つ目が、第4期基本計画の見直しの第2章について、確認及び意見交換をお願いしたいと思います。

続きまして、基本計画の第1章、こちらにつきましては、今回初めての確認となります。時間を取っての確認は初めてですので様々な意見をいただければと思っています。

それでは、基本計画の最終案につきまして、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】[改訂版]（素案）をご覧ください。

見直しに当たり、基本事業の新規設定を行ったため、事業No.を振りなおしています。上段が新規No.、下段のカッコ書きが旧No.となっています。説明の関係上、新しく振ったNo.で紹介いたします。

事業No.1〈人権尊重についての広報・啓発〉ですが、市が主体となって実施している内容に文言を変更しました。

事業No.4〈人権尊重の視点に立った広報活動〉ですが、近年の情報発信の手段は広報紙だけではないため、情報発信の手段を「各種広報媒体」とし、さらに人権に配慮した表現という文言を追加しました。それら変更に伴い、指標も追加しました。

事業No.5〈ハラスメント行為等に関する調査・研究の実施〉ですが、調査の名称が変わったため職場環境調査から自己点検へ変更しました。

事業No.7〈市職員の行動規範の徹底と研修の実施〉ですが、指標に新規所属長を追加しました。

新規として【施策の方向④ 性の多様性に関する理解の促進】を作り、3つの基本目標を設けました。

1つ目の事業No.12<性の多様性に関する情報提供や講座等の実施>ですが、性の多様性について理解を深めるため、市民等に対して情報提供や講座等の啓発を行います。

2つ目の事業No.13<市職員への性の多様性に関する研修等の実施>ですが、市職員が性の多様性について正しく理解し、当事者に寄り添った適切な対応・配慮が身に付くように研修等を実施します。

3つ目の事業No.14<性の多様性に配慮した行政サービス・手続>ですが、行政サービスや手続における性別情報の取得は、法的に義務付けられたものや事務の性質上必要であるものなどを除き行わないものとします。また、性別情報の取得が必要と判断した場合でも、性別欄の記載方法等を性の多様性に配慮したものとします。以上3つを新規目標として決めました。

事業No.25に情報提供・同行援助の指標を追加しました。

事業No.30<暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進>ですが、犯罪の抑止を目的として実施している市の事業として、防犯カメラ設置箇所数、青色点灯を装備した自働車による市内巡回を設定しました。

事業No.32<女性に対する暴力を誘因する環境の改善>ですが、近年女性暴力を誘因する違反広告物が見受けられない状況であるため、事業を削除する予定でしたが、違反広告物除去の根拠がなくなってしまうことから指標のみの削除としました。

事業No.33<男性が育児や介護に関する情報と学習会の提供>ですが、指標欄、こども保育課の文言を変更しました。また、母子保健課の指標として積極的に育児をしている父親の割合を新規に設け、佐倉市健康増進計画（3次）で掲げられている数値目標と合わせました。

事業No.41<広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実>ですが、事業No.4同様に各種広報媒体という文言、また、指標の文言修正をしました。

事業No.68<ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業へのインセンティブの付与>ですが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について、取り組みを実施していましたが記載していなかったため文言を追記しました。

事業No.87<保育サービスの充実>の指標 ですが、保育士等への研修の実施から保育士等への資質向上のための研修のうち3回以上は人権に関する研修の実施へ

変更しました。

事業No.97<地域活動における女性リーダーの育成>ですが、女性へのエンパワーメント講座をリーダー養成講座に変更しました。

事業No.114<妊娠・出産・子育て期における伴走型相談支援の充実>ですが、R4年度新規事業「出産・子育て応援事業」の実施に伴い、内容を変更しました。

事業No.115 <妊産婦への理解と協力>ですが、指標マタニティマークを使用したことのある母親の割合を設定し、事業No.33と同様に佐倉市健康増進計画（3次）で掲げられている数値目標と合わせました。

事業No.117 <育児・子育てについての相談支援体制の充実>ですが、来所・電話・訪問の新たな指標を設定しました。

事業No.127<要配慮者の安全確保>ですが、LGBT等の標記をLGBTQ+当事者に変更いたしました。これは今年の3月に策定しました多様な性のあり方を理解し行動するための職員（教職員含む）ハンドブック内の表現に合わせたものになります。

事業No.133<女性のための相談事業の充実>ですが、こちらもLGBTQ+当事者に変更しました。また、相談事業の内容についても「女性のための相談」及び「女性のための法律相談」を明記しました。

事業No.134<学習会等の事業の充実>ですが、政治・経済・社会の分野等を付け加えました。

事業No.138<国・県と連携した施策の取り組みの推進>、事業No.139<国や県が実施する学習機会の提供>、事業No.140<情報の収集及び提供>それぞれにおきまして指標を設定しました。

基本事業と指標の変更については、今まで説明したとおりです。これに加え、基本目標と個別課題の調整をしたところがあります。そちらについても、この場で皆様に確認していただきまして、その内容でよろしければ、審議会へ報告するという事で、まとめさせていただきます。確認の方法ですが、この第2章は、12の個別課題に分かれていますので、課題ごとに確認をお願いしたいと思います。なお、第1章につきましては、この第2章のご審議が終わりましてから、改めて説明します。

【部会長】

それでは、今までの説明で、何か質問等がありますか。

[質問なし]

特段なければ、事務局から説明がありましたとおり、課題ごとに確認をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

個別課題A、人権侵害のない社会づくりで、何かありますか。

14番の性の多様性に配慮した行政サービス手続きというところで、性別情報に関して大変配慮がなされてはいるのですが、一方で、例えばジェンダー統計の必要性という観点では、統計をとらないことで、女性の状況が見えなくなることから、ジェンダー統計の要望を求める動きもあります。

男性女性別に統計をとってはいけないのではないかと自粛が起こりがちですが、検討をお願いします。

【事務局】

ジェンダー統計について文章に追加することを検討したいと思います。

【部会長】

続きまして、個別課題B、性差によるあらゆる暴力の根絶で、何かございますか。

【委員】

青色回転灯の市内巡回の目標値、年36回という数字が出てきた根拠を教えてください。

【事務局】

現在、年に36回実施していて、それを継続していくということで36回に設定しました。

【委員】

事業No.27ホームページ等の情報の更新を削除した理由は。

【事務局】

ホームページの更新の主体が警察であるため、市の事業としてはどうなのかということで今回削除させていただきました。

【委員】

今後もホームページの更新はされるという理解でいいですか。

【事務局】

はい。

【部会長】

このホームページというのは、市役所ではなく警察なので指標として出すことではないということではないですかね。

【事務局】

担当に確認してまいります。

【委員】

変更前の事業No.29の違反広告物設置者への指導について、指標を削除すると説明があったのですが。

【事務局】

実際、違反広告の数が少なくなっていますので、削除していただきたいと担当から意見があったのですが、委員の皆様にご意見いただき、やはり事業としては残しておいたほうが良いということで、今回指標だけを削除させていただきました。

【委員】

指標からは外れるけど事業としては残るものですか。

【事務局】

はい、事業としては残ります。

【委員】

指標の書き方についてですが、数値目標で随時というのがやや違和感があります。要するに数字の目標を設定するのにそもそも適していないという趣旨ですよ。

【事務局】

何かあった場合はということで設定しています。

【委員】

そうすると、そのようなものを具体的な取り組みの指標という表にわざわざ載せる必要がないのかなと思います。具体的な取り組みの指標として掲げるのは、数字で表せるものに限ってもいいのではないかと思います。

【部会長】

そのようなご意見もあるかとは思いますが、一方で児童相談等、相談を受けながら対応ができていなかったというようなことが問題になったりもすると思います。

こども家庭課は、相談機関等と連携して、何か通告等があった時に緊急対応するということで、対応数が多いというようなこともあります。性質上明らかにはできないものに関しては随時というように継続してもよろしいのではないかとは思いますが。

【委員】

随時というのはここだけですか。

【事務局】

他にもございます。

【委員】

発生したら対応しましょうという理解もできますね。

【部会長】

この度の改定では継続とできればと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

青色回転灯の自動車は教育委員会にもあるとのことですが、確かに朝の登校時間に見かけます。交通安全とか不審者対応の青パトと私たちは言っていたのですが、それとはまた別のものがあるということですか。

【事務局】

ここの数字は危機管理課で運営しているもので、教育委員会のものは入っていません。

【委員】

防犯カメラの設置箇所が33箇所ということですが、これは市内に33箇所ですか。例えば駅の近くにあるとか、そういうことなのですか。

【事務局】

駅の近くや大きな交差点などがございます。

【委員】

それは市の助成を受けて設置しているものも含めてありますか。

【事務局】

担当に確認してまいります。

【部会長】

さきほどの防犯のホームページの件について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

先ほどの説明を訂正させていただきます。ホームページは危機管理課が主体となり、ひと月に犯罪発生状況の回数と電話詐欺発生状況の回数の2回、年に24回更新しているため、指標のホームページの更新年5回は削除しました。

【委員】

要するにホームページの更新をしっかりとやっていますよということですね。特別これを項目として挙げる必要もないということですね。

【部会長】

防犯カメラの件について説明をお願いします。

【事務局】

防犯カメラ33箇所は市役所が設置した分のみでした。

自治会に助成したものに関しては、市役所が設置したものとは別に59台あるそうです。

【委員】

この33箇所に対して現在は幾つありますか。

【事務局】

現在も33台です。

【部会長】

現状達成で、今後減らさないという目標かもしれません。

続きまして、個別課題C、男女平等の意識づくりで、何かございますか。

【委員】

積極的に育児をしているという、この積極的というのがどういうことを言っているのか、しかも数値の75%が現在の数字と照らし合わせて妥当かどうか、積極的というのは誰が評価しているのかということですが。

【部会長】

母子保健課の令和17年度75%という数字は何か別の計画にあるのですか。

【事務局】

健康増進計画の17年度末までの目標として設定している関係で、目標値を17年度75%としています。

【部会長】

健康増進計画の数値目標と合わせているということですね。

【委員】

広報媒体ですが、広報紙、ホームページ、296、YouTubeという理解でいいのでしょうか。

【事務局】

そのほかにLINE、Xも含まれます。

【委員】

男女平等参画に関してLINEはありますか。

【事務局】

市で1個のアカウントなので、特に男女でアカウントを持っているわけではありません。

【委員】

男女平等に関してもっと発信をしていただきたい。

【委員】

ホームページの更新年5回以上ですが、これが先ほどの危機管理課と同じ考えであれば、これは残す必要があるのかどうか、もう一度検討をお願いします。

【部会長】

続きまして、個別課題D、男女平等の視点に立った教育・学習の推進で、何かございますか。

[質問なし]

続きまして、個別課題E、意思決定過程における男女平等参画で、何かございますか。

【委員】

各種審議会委員会等の女性委員比率35%、この数字が、1章では落ちています。

【事務局】

申し訳ございません、こちら間違いですので修正します。

【部会長】

続きまして、個別課題F、職場における男女平等参画で、何かございますか。

[質問なし]

続きまして、個別課題G、家庭における男女平等参画で、何かございますか。

【委員】

グラフ調査結果ですけれども、母数が884になっていて、他のところは906となっているのですが、これはどういう理由ですか。

【部会長】

有効回収数が全部で906、女性が540、男性が344、どちらとも言えないが8、無回答が14ということで、おそらくこの884が女性と男性を足したもので、どちらとも言えないと無回答を抜いて集計すると884で理屈が成り立つのかなと思います。906で表を作り直すという判断もあるかと思うのですが、何かここで女性男性に限定して表を作った方がいいという考えがあるのなら、このままでよいと思います。どちらとも言えない、無回答を含めるのか含めないのかをそろえておいた方がよいと思います。

【事務局】

すべて確認します。

【部会長】

続きまして、個別課題H、地域活動への男女平等参画で、何かございますか。

[質問なし]

続きまして、個別課題I、生涯にわたる心と体の健康づくりで、何かございますか。

[質問なし]

続きまして、個別課題J、安心・安全な社会環境の整備で、何かございますか。

[質問なし]

続きまして、個別課題K、庁内推進体制の充実で、何かございますか。

[質問なし]

続きまして、個別課題L、国・県・関係機関との連携で、何かございますか。

[質問なし]

第2章全体で、他に質問等ございますか。

[質問なし]

続きまして、第1章の審議について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

第1章の内容は計画の考え方は策定当初と変わらず、文章に書かれている数値や年度、策定時からの時間経過があることから、文言の調整などをしました。1. 計画の見直しの趣旨、こちらは全面的に改訂しましたので、読み上げます。

佐倉市では、国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年度（2020年度）に「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】」を策定しました。

その結果、男女平等参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、令和4年9月に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」や、県が令和元年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の結果を見ると、今なお固定的な役割分担意識が根強く残っていることや、仕事と家庭の両立が難しい現状、パートナーに対する暴力がいまだあることも、意識調査の結果から伺えます。

また、国においては令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」、県では令和3年3月に「第5次千葉県男女共同参画計画」が策定され、各分野での女性登用の推進や、地域活動における男女共同参画の促進などの課題への取り組みが必要であるとしています。

このたび、計画期間の前期4年が経過したことに伴い、現状の課題に加え、国や県の計画改訂の内容や、市民意識調査の結果を踏まえ、本計画の現状と課題を検証し、基本事業及び具体的な事業の見直しを行いました。引き続き、男女平等参画社会の実現のため、総合的・具体的に施策を推進していきます。国及び県の計画と、佐倉市の総合計画が、この5年間で新しい期になっていますので、それらに関する部分を変更しました。

【部会長】

第1章の説明について、ご意見ご質問等ございますか。

【委員】

計画見直しの趣旨ですが、突然見直しの趣旨だけが出てきてしまうので、この計画ができた経緯が分かりません。従って現在までの経緯を残しておく必要があると思います。

【委員】

仕事と家庭の両立が難しい現状、パートナーに対する暴力がいまだあることという文章について、改訂前の方ではパートナーからの暴力というふうに文面があるのですが、今回パートナーに対するというふうに直したのは意味があるのですか。

【委員】

今なおという言葉を使うならいまだにはいらないと思います。

【部会長】

そうですね、いまだは取ってもいいと思います。

本計画はDV防止法に基づく基本計画であり、DV防止法は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律でもあります。法律準拠でパートナーからの暴力でもいいのかなと思います。これを機にパートナーという表現になっていますが、よろしいですか。他に、計画のどこかでパートナーと使っていますか。

【事務局）】

使っていません。配偶者等の方がよろしいでしょうか。

【委員】

配偶者を使うとかなり限定的です。それでパートナーとしたのかもしれませんが。言葉の解説でドメスティックバイオレンス・デートDVというところに、DVとは、配偶者、事実上婚姻関係にあるものを含む、そして恋人間暴力を入れています。性の多様性LGBTQなどを含めると、配偶者等というところの解釈が難しいですね。今、佐倉市の中で、パートナーで運用できるか検討をお願いします。

【委員】

目標値に増加・減少とありますが、減少というのは、これ改善ですよ。減少という言葉だけとらえるとちょっと違和感が出ます。やっぱり増加・減少という考え方でいいのかどうか、改善や好評など、良いほうに向かっているということがわかるようにしたほうが理解しやすいと感じます。減少と言ったら一般的にはマイナスなど悪い方に理解をしてしまいます。

【委員】

改善という言葉に置き換えると、なおさら目標値という言葉とかけ離れてしまいますよね。

【委員】

バーで表示されているものもいずれ数字が入るのですか。

【事務局】

はい。

【部会長】

女性職員の割合と介護予防ボランティア登録者数、子宮頸癌受診率、乳癌検診受

検率は、目標値がない状態ですが。

【事務局】

各所管課の計画が公表され次第入力します。

【部会長】

計画が公表されたら、毎年、必ず数値をお知らせいただければと思います。

【委員】

男女平等感など、いろいろなものが29年度に比べて令和4年度は下がっている傾向ですが、この要因はわかりますか。

【事務局】

今まで男女平等についてあまり意識がなかったがコロナによって何かやはり男女平等ではないと感じた方が結構増えてきたなど、目が厳しくなったというのは多少あるかと思います。

【部会長】

内閣府の統計でも男女平等感が下がっているものが見られました。思い起こせばSNSなどジェンダー平等に関することが盛り上がった動きがあったかと思えます。ジェンダー平等に少し敏感になってきていると思います。

【委員】

目が厳しくなっているということですね。

【委員】

令和4年度市の各種審議会女性委員比率27.8%ですが、千葉県が公表している数字では30.4%となっています。むしろ27.8%より上がっているのではないかと思います。

【事務局】

県の数字は決められた審議会のみで、ここの数字は市のすべての審議会等を含めているため、少し低くなっています。

【委員】

管理的地位というのは、具体的に言えば、課長でしょうか。班長も含まれますか。

【事務局】

部長と課長です。班長は含まれていません。

【部会長】

他に質問等ありませんでしょうか。

[質問なし]

今後の審議会の日程について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

検討部会の審議が本日で終了ですので、次に開催されます会議は、男女平等参画審議会となります。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第7条の2に、部会は審議会の議決により付託された事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとすると言われておりますので、次回開催の審議会で、部会長から検討部会での審議内容とその結果をご報告いただきます。その報告の後、審議会で検討部会から出された案の確認と、市への答申について、内容の調整をしていただきまして、基本計画の見直しに係る事項は終了となります。審議会の開催日程ですが、1月24日の水曜日を予定しています。審議会までの間に、基本計画、重点事業等の検討部会案を清書し、審議会委員の皆様全員に送付します。

【部会長】

ただ今の説明につきまして、質問等ありませんでしょうか。

[質問なし]

事務局からの説明のとおり、検討部会の審議結果を、審議会に報告することになりますので、部会長報告を作成するに当たり、ご一任いただいてもよろしいでしょうか。

[異議なし]

ありがとうございます。それでは、皆様からいただきましたご意見を踏まえ、事務局と調整して、検討部会からの報告を作成いたします。

本日の議事は以上です。進行を事務局にお返しします。

【事務局】

以上をもちまして、本日の会議を終了します。

午前11時42分 閉会